平成２９年（フ）第４７号
福岡県太宰府市都府楼南４丁目30番33―701号
破産者　池田留美子
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４号
鹿児島県肝属郡肝付町新富5113番地１
破産者　永山正太朗
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第７４号
岩手県花巻市東和町石鳩岡８区133番地
破産者　一ノ倉武広
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第１０号
仙台市太白区大塚町19番６号　Ｓ・パークハイツ８―205
破産者　淺沼　尚見
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５００号
埼玉県越谷市北越谷４丁目17番８号　旭コーポ103
破産者　牧野　博之
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６７０号
埼玉県春日部市豊町２丁目15番地８　ローズガーデン春日部豊町304号
破産者　川添　将也
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６７３号
埼玉県草加市栄町２丁目５番24―103号
破産者　河野　一郎
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６７９号
埼玉県越谷市赤山町３丁目195番地３
破産者　濱崎佐智子
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６８８号
埼玉県吉川市高久１丁目31番地18　フェンネル立澤201号
破産者　菅　菜穂子（旧姓竹嶋）
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第７０３号
埼玉県越谷市北越谷２―19―22　310号室、住民票上の住所埼玉県越谷市川柳町１丁目185番地３
破産者　西脇萬鐘こと　秦　　萬鍾
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第７０４号
埼玉県八潮市大字大曽根470番地３
破産者　本間　利幸
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第７０８号
茨城県稲敷郡阿見町大字青宿739番地13　小松崎方、開始決定時の住所茨城県守谷市美園２丁目３番地２
破産者　錦戸　博久
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第７１２号
埼玉県三郷市新和５丁目375番地２　さくら三郷ハウス
破産者　植野　隆正
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第８６号
愛知県一宮市萩原町串作字平25　サンコーポ平201号、開始決定時の住所愛知県一宮市萩原町富田方字郷中33番地２
破産者　花木　成博
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第３２５号
愛知県北名古屋市六ツ師山の神23番地　マイキャッスル201号
破産者　森　　直
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第４２４号
兵庫県姫路市西今宿５丁目５番30号、住民票上の住所兵庫県姫路市西二階町56番地ハイツ西二階町602号
破産者　高本　利昭
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２４６号
岡山県総社市下林780番地
破産者　角田　浩一
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第２４８号
岡山県総社市中央３丁目３番地113
破産者　重友　弘樹
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第２２０号
岡山県都窪郡早島町前潟35番地
破産者　原　　正佳
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係